

奥出雲町産酒米確保緊急支援事業補助金公募要領

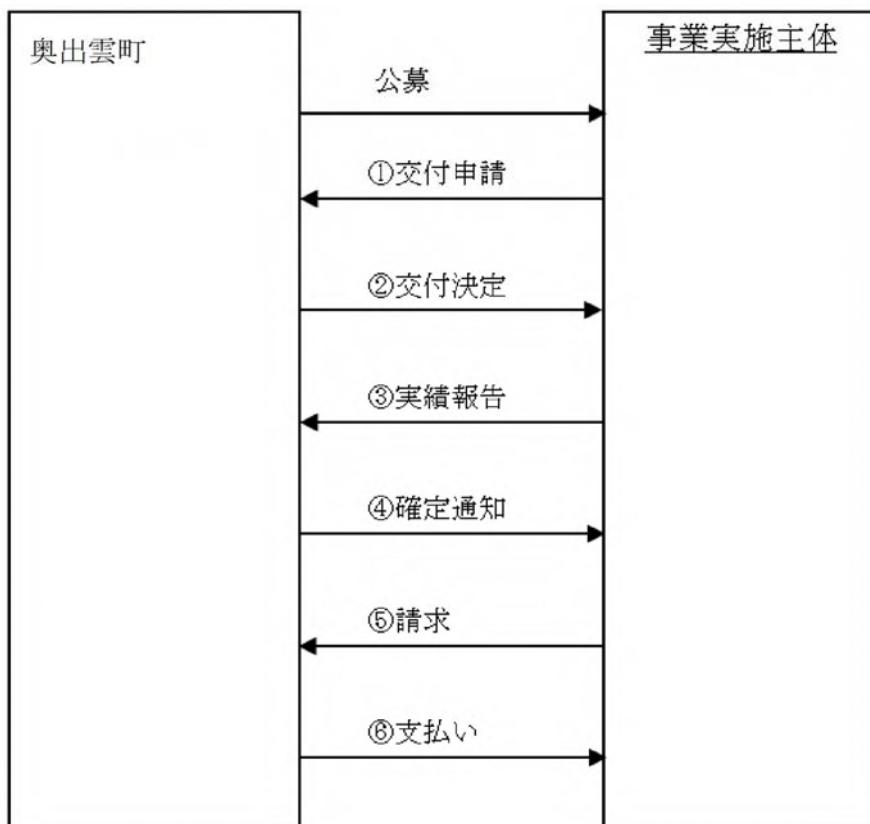
1 事業目的

本補助金は、奥出雲町産酒米の急激な価格高騰の影響を受けている清酒製造事業者に対して、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、奥出雲町産酒米の購入費の一部を補助することにより、清酒製造事業者の経営支援及び奥出雲町産酒米農家の安定した収益の確保並びに酒米の生産技術の伝承に寄与することを目的とする。

2 補助対象事業等

補助対象事業	町内に主たる事業所を有する清酒製造事業者が奥出雲町産酒造好適米（※1）を使用して清酒を製造する事業 ※1 酒造好適米とは「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知）別表3及び別表13の島根県の欄に掲げられている銘柄をいう。
補助対象事業者	(1) 町内に主たる事業所を有する清酒製造業者 (2) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと。 (3) 町税の未納の徴収金がないこと。
補助対象経費	令和7年度奥出雲町産酒造好適米の購入経費
補助対象期間	令和7年9月1日～令和8年1月31日
補助額	価格上昇相当分（※2）×購入数量×1/2 ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ※2 奥出雲町産酒造好適米の令和6年産比の価格上昇相当分 ただし、価格上昇相当分は令和6年産酒造好適米の概算金と令和7年産酒造好適米の概算金との差額を上限とする。
補助上限	200万円

3 補助事業の事務の流れ



4 応募方法等

(1) 提出書類

交付申請書（様式第1号）、事業実施計画書（別紙）及び関係書類を奥出雲町が定める期日までに提出すること。

書類は全て正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサー等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出部数

正本1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

(3) 提出方法

書類の提出は、以下の3通りに限る。ファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

① 電子メール

- ・ 4 (1)の提出様式をWord、Excelファイルでメールに添付の上、送信すること。
- ・ 件名は「奥出雲町産酒米確保緊急支援事業（事業実施主体名）書類提出」とすること。

- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、送信者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下④(4)
②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

② 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

③ 直接持参

- ・来庁日を予め本件担当と調整のうえ持参すること。
- ・原則、本件担当との手交とする。

(4) 提出先

① 電子メール

teisan@town.okuizumo.shimane.jp

② 郵送先及び本件担当

〒699-1592

島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町定住産業課

奥出雲町産酒米確保緊急支援事業担当（宛）

TEL: 0854-54-2524

(5) 提出締切

令和8年2月13日（金）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・郵送等の場合、当日17時必着